

鳥取大学医学部特別養成枠卒業医師のキャリアパスイメージ

令和5年10月 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

派遣医師数を確保するため、各種の調整を行う場合があります。

年次	内科・総合医	選択領域医師	政策的診療科医師
1	初期臨床研修 2年 (県内臨床研修病院)	対象者(各年次) 特別養成枠 5名/年	政策的診療科 (産婦人科、小児科、 精神科、救急科) 3年 (自治体立病院、鳥取大学医学部附 属病院等)
2			
3	後期研修(県が指定) 1年 (県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院)		政策的診療科 (産婦人科、小児科、 精神科、救急科) 3年 (自治体立病院、鳥取大学医学部附 属病院等)
4	地域へ派遣 2年 内科・総合医 (自治体立病院等)	地域へ派遣 3年 内科・総合医 (自治体立病院等)	
5	後期研修(本人選択) 1年 (県内臨床研修病院等) ※感染症内科のサブスペシャリティ 研修を行う場合は更に1年間(合計2 年間)の後期研修を臨時的に認め る。		
6	地域へ派遣 3年 内科・総合医 (自治体立病院等)	後期研修(選択領域) 1年 (鳥取大学医学部附属病院等) ※外科、整形外科については、当面 の間、研修の前倒しを認める場合が ある。	地域へ派遣 4年 特定診療科 (自治体立病院等) ※うち1年は、後期研修が可能。 (鳥取大学医学部附属病院等)
7		地域へ派遣 2年 選択領域 (自治体立病院等(専門研修 連携施設))	
8		※選択領域承認を受けた場合でも、 総合医の派遣に支障があると 認められる場合には、総合医として 派遣することがある。	
9	指定勤務期間終了 (奨学金返還免除)		

※各医療圏における医療提供体制の確保等の観点から、特に必要があると認められる場合、市町村立病院・診療所の派遣要望医師数の充足を前提に、県立病院等へ派遣する場合があります。